

別記第5号様式

鳥獣被害防止総合対策事業の評価報告(令和4年度)

1 事業実施主体名 印南町 (参画協議会 印南町鳥獣被害防止対策協議会)

2 対象地域及び実施期間

対象地域	印南町
実施期間	令和2年度から令和4年度

3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(平成30年度) の実績値(A)	目標値 (B)	目標年(令和4年 度)の実績値(C)	達成率(%) (A-C)÷(A-B)×100	備考
被害金額(千円)					
イノシシ	4,475 千円	3,131 千円	4,031 千円	33.0	
ニホンジカ	4,977 千円	3,483 千円	4,768 千円	14.0	
ニホンザル	2,285 千円	1,599 千円	1,940 千円	50.3	
アライグマ	1,380 千円	966 千円	1,613 千円	-56.3	
タヌキ	207 千円	145 千円	59 千円	238.7	
アナグマ	72 千円	50 千円	86 千円	-63.6	
ノウサギ	220 千円	154 千円	172 千円	72.7	
ハクビシン	905 千円	633 千円	0 千円	332.7	
カラス	607 千円	425 千円	565 千円	23.1	
ハト	75 千円	53 千円	205 千円	-590.9	
ヒヨドリ	313 千円	219 千円	391 千円	-83.0	
スズメ	232 千円	162 千円	263 千円	-44.3	
カワウ	100 千円	70 千円	80 千円	66.7	
被害金額合計	15,848 千円	11,090 千円	14,173 千円	35.2	
被害面積(ha)					
イノシシ	1.8 ha	1.3 ha	1.4 ha	78.2	
シカ	1.9 ha	1.3 ha	1.5 ha	73.7	
サル	0.5 ha	0.4 ha	0.5 ha	18.8	
アライグマ	0.3 ha	0.2 ha	0.3 ha	30.0	
タヌキ	0.1 ha	0.1 ha	0.1 ha	150.0	
アナグマ	0.0 ha	0.0 ha	0.0 ha	0.0	
ノウサギ	0.1 ha	0.1 ha	0.1 ha	150.0	
ハクビシン	0.2 ha	0.1 ha	0.0 ha	400.0	
カラス	0.2 ha	0.1 ha	0.1 ha	100.0	
ハト	0.0 ha	0.0 ha	0.0 ha	0.0	
ヒヨドリ	0.1 ha	0.1 ha	0.1 ha	100.0	
スズメ	0.1 ha	0.1 ha	0.1 ha	60.0	
カワウ	-	-	-	-	
被害面積合計	5.4 ha	3.8 ha	4.1 ha	77.2	

#### 4 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	利用率稼働率	事業効果 (経営状況含む)
有害捕獲 令和2年度	イノシシ 565頭 ニホンジカ 513頭 ニホンザル 39頭 アライグマ 80頭	印南町			
令和3年度	イノシシ 495頭 ニホンジカ 507頭 ニホンザル 42頭 アライグマ 77頭	印南町			鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲により、一定の個体数調整が出来たことで、農作物への被害軽減を図ることが出来た。
令和4年度	イノシシ 261頭 ニホンジカ 571頭 ニホンザル 42頭 アライグマ 74頭	印南町			

#### 5 事業実施主体の評価

町内全域で有害捕獲の取り組みを進め、農地周辺に出没する鳥獣を効果的に捕獲することにより、農作物被害を軽減することができた。ただ、ほとんどの有害鳥獣で被害金額の目標値を達成できなかったことから、一層の捕獲強化に取り組むとともに、防護や環境整備等、総合的な鳥獣害対策の取り組みを進める必要がある。

#### 6 第三者の意見 (所属:印南町4Hクラブ 役職:会長 氏名:池田 昌玄)

捕獲及び鳥獣侵入防止施設設置を実施しており、バランスよく対策が講じられたと判断できます。今後は、鳥獣侵入防止施設の維持管理を進めるとともに、対策の進んでいない地域では被害動向の把握と鳥獣侵入防止施設の設置等きめ細かい対策も必要になると考えます。また、有害捕獲従事者は高齢化が進んでおり新規の狩猟者育成など長期的な視点からの対策についても取り組んでもらいたい。

- (注)1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、第7に基づき改善計画を作成し、評価報告とあわせて知事に提出すること。
- 2 4の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広に記入すること。  
なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 5の事業実施主体の評価には、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、別記第6号様式を添付すること。
- 5 6の第三者の意見は、協議会の構成員、関係機関以外の第三者から意見を頂くこと。意見をいただいた方の所属、役職、氏名を記載すること。